

## 定期性総合口座取引規定

### 1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

- ① 普通預金(決済用普通預金を含みます。以下同じ。)
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)
- ③ 定期積金
- ④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

### 2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

(3) 定期積金は定期積金証書(通帳)記載の定期積金規定により取扱います。

### 3. (定期預金の自動継続)

(1) 積立定期預金を除く定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

### 4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しまたは解約、書替継続の手續に加え、当該預金の払戻しまたは支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは支払いを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手續をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座

貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

#### 5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金(ただし、決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日、当該普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

#### 6. (定期積金の支払時期)

(1) 定期積金の給付契約金は、満期日に払戻請求書なしで普通預金へ入金します。

(2) 普通預金へ入金したうちは、定期積金証書(通帳)は無効とします。

#### 7. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうへ払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもつて定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の合計額とします。この取引の定期預金および定期積金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

#### 8. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。この取引の定期預金および定期積金払込金残高には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場合には、当金庫所定の順序に従い担保とします。また、定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法によるものとします。

(3) ① 貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を控除することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前各号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
  - B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - E. 定期積金を貸越金の担保とする場合  
その定期積金ごとにその約定利率に年0.70%を加えた利率
  - F. 積立定期預金を貸越金の担保とする場合  
その積立定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年15.0% (年365日の日割計算) とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金もしくは、定期積金の給付契約金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達したものとみなします。
- (5) 通帳を再発行 (汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当金庫所定の手数料

をいただきます。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは支払の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し・支払い等)

(1)個人のこの預金の取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは支払い(以下、本条において「当該払戻し・支払い」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻し・支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し・支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しまたは支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)

を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻し・支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しまたは支払いが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 当該払戻し・支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - A 当該払戻し・支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
  - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人

によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払出または不正な解約による払出しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

#### 13. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

#### 14. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および定期積金掛込証を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金および定期積金の記載がある場合で、定期預金および定期積金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)および定期積金証書を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

#### 15. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金・定期積金の利率(利回り)はその約定利率(利回り)とします。

#### 16. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2) 家庭裁判所の書判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) 普通預金、定期預金および定期積金その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの取引の通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

#### 18. (保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺)

(1) 定期預金及び定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届け出印を押印した払戻し請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。また、定期積金の場合には定期積金掛込証も提出してください。

② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先し

て貸越金に充当することができます。

- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
- ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸説の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和2年4月現在

## 定期性総合口座取引規定（追加版）

### 1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引き出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受ける住所地
- (4) 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- (6) 定期性総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

### 2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ①債権額の異動が最後にあった日
  - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③当金庫が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）
  - ④この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
    - (a) 引出し、預入れ、振込の預入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
    - (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
    - (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
      - (i)公告の対象となる預金であるかの該当性
      - (ii)公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
    - (d) 預金者等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。
    - (e) 預金者等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと

(f)当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した事。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

- ③法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された事／当該支払停止が解除された日
- ④この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象になった事／当該手続きが終了した日
- ⑤法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されている事または予定されていた事（ただし、当金庫が入出金の予定を把握できるものに限ります。）／当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日
- ⑥定期性総合口座取引規定に基づく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じた事

### 3. この取引に係る預金の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

### 4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
  - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくものと（利子の支払に係るものを除きます。）が生じた事
  - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じた事（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
  - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われた事
  - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われた事
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等義務の委託を受けている事
  - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

平成31年1月1日追加